高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

1 位置付け

老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく 「介護保険事業計画」を一体的に策定

2 目的

高齢者に関する各種の保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施に関する計画として、取り組む課題を明らかにし目標等を定める。また、保険料・施設整備量等の設定を行う。

3 計画期間

介護保険法により3年を1期と定められている

第6期計画 平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)まで第7期計画(現行) 平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)まで



4 本市の計画策定方法(裏面参照)

ア 策定機関

吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会 【庁内】吹田市高齢者保健福祉施策・介護保険事業推進本部

イ 実態調査の反映

第8期計画にかかる高齢者等実態調査(令和2年(2020年)2月)

ウ 市民意見の聴取

パブリックコメント実施予定(令和2年(2020年)12月)